[事案 25-58] 契約無効·既払込保険料返還請求

· 平成 26 年 5 月 16 日 和解成立

<事案の概要>

希望していた契約申込日時点での年齢での加入ができなかったことを理由に、契約の無効と 既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成24年12月に終身介護保障保険を契約したが、以下の理由により、保険会社の対応に不信感があるので、契約を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 設計書提示から契約申込手続完了まで短時間で行われたうえ、募集人から「ご契約のしおり・約款」も交付されず、重要事項も十分に説明されていない。
- (2)契約申込日時点の年齢による加入を希望していたにもかかわらず、一時払保険料の払込期限に関して適切な説明が無く、契約年齢が1年上がってしまった。
- (3)2つの契約を申し込んだが、その後1つの契約が募集人により勝手にクーリング・オフされていた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、保険業法に抵触する募集行為はなく、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)ご契約のしおり・約款を交付し、重要事項説明書(注意喚起情報)を交付・説明後、申し込んでいる。また、クーリング・オフも申立人の判断で行っている。
- (2) 募集人は、内容変更提案時に保険料払込期限を案内せず、契約年齢が上がっているが、申込時に説明している。申立人は、契約年齢が上がることに伴って追加保険料が必要となることを了承して加入している。契約成立後のクーリング・オフ申出等への対応にも不適切な点は認められない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の 内容にもとづき審理を行ったところ、紛争の早期解決の観点から保険会社より和解案の提示が あり、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。